

第 1 2 回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (松本委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 17 号議案「芦屋市青少年問題協議会市民委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 反対ということではありませんが、先ほどの説明の中に、前にやっておられた仕事の中に尼崎で仕事をされていたということですが、芦屋市内には引っ越してこられたのですか。

青少年愛護センター所長) 芦屋市内に住んでおられるのですが、仕事は尼崎でされていたということです。

小 石 委 員) わかりました。

教 育 長) 青少年問題協議会は年に何回開いていますか。

青少年愛護センター所長) 年に 3 回を予定しております。

教 育 長) 本年度は何回終わっていますか。

青少年愛護センター所長) 1 回目が終わりました。11月2日が 2 回目で、2月に 3 回目をしようと思っています。

教 育 長) それでは、今年度は 2 回出席していただいているのですね。

青少年愛護センター所長) そうですね。来年度、さらに引き継いで出席いただくということですか。

教 育 長) 来年度は一応任期が終了しますよね。

青少年愛護センター所長) 8月31日までです。全員が継続という形になります。

教 育 長) 市民委員の場合はもう1度公募をし直すのですか。

社会教育部長) 再任はできますが、任期がありますので、3ページに書いている委員については一旦そこまでになります。再度、委員の委嘱についての議題を出させていただくことになります。市民委員についてもまた公募をしまして、再任は妨げないということになります。

教 育 長) 再度、応募してからの再任は可能ですが、形式的に再任するのではなく、一旦委員の任期が切れる前に公募して、そこで手を挙げていただいて、皆さんに審議していただく中で、またお願いしようという再任は可能ということです。

浅井委員) 募集はどういう形でされたのですか。

青少年愛護センター所長) 9月1日の広報と、市のホームページで公募しました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第17号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言